

法務省矯医第3344号

平成19年5月30日

改正 平成23年5月23日付け法務省矯医第2998号

平成25年5月28日付け法務省矯医第196号

令和2年12月24日付け法務省矯総第4445号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について (依命通達)

本日、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令 (平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令) の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第58号) 施行の日から施行されることに伴い平成18年5月23日付け法務省矯医第3296号当職依命通達「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

1 被収容者の調髪

(1) 受刑者について自弁の調髪が許される場合

受刑者について自弁の調髪が許されるのは、例えば次に掲げる場合が考えられること。

ア 仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している者について、仮釈放の準備のため必要があると認められる場合

イ 外部通勤作業を行わせる場合

ウ 外出又は外泊を許す場合

(2) 女子の受刑者の自弁の調髪の髪型

女子の受刑者の自弁の調髪の髪型については、パーマネント・ウェーブをかけ、又はセットさせても差し支えないこと。

(3) 理容業者の選定

理容業者の選定に当たっては、平成19年5月30日付け法務省矯成第3340号当職依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」の記の10によること。

2 健康診断（訓令第9条関係）

(1) 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査を入所前1年以上受けていない被収容者については、できる限り、刑事施設における収容の開始後速やかに行う健康診断において同検査を行うこと。

(2) 健康診断簿への記載

刑事施設における収容の開始後速やかに行う健康診断、定期的に行う健康診断又は保健衛生上必要があるときに行う健康診断の結果については、別紙様式1の健康診断簿に記載すること。

なお、被収容者が健康診断を拒否したことその他の事由により健康診断を行えなかった場合は、その旨を健康診断簿に記載すること。

(3) 健康診断簿の保管等

健康診断簿は、健康診断を所管する部署において保管し、被収容者の釈放後、当該被収容者の被収容者身分帳簿に編てつすること。

3 診療

(1) 歯科診療

ア 被収容者が、次のいずれかに該当する場合には、日常生活に支障が生じない程度に、その状況に応じて、投薬、充てん、麻酔抜髄、感染根管処置、抜歯、のう胞の摘出、歯科治療材料の調整等の治療を行うこと。

(ア) う歯により歯痛がある場合

(イ) 外傷その他の原因により歯痛がある場合

(ウ) 過去に充てんした歯科治療材料のはく離又は歯ぐきの疾患等により食物のそしゃくに支障がある場合

イ 上記アの治療以外の歯科治療を行う場合において、これに要する義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料については、法第42条第1項の規定により自弁させる取扱いとすること。

(2) 診療を拒否する者等の対応

ア 刑事施設の長は、被収容者が診療を拒み、又は長期間飲食物を摂取しない（摂食障害により飲食物の摂取状況が不良なものを含む。）場合には、適時、医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）にその者の健康状態を把握させ、職員に綿密な動静視察によりその者の心情等を把握させること。

イ 被収容者が診療を拒んだ場合には、その状況を医務日誌に、被収容者

が飲食物を摂取しない場合には、その状況を別紙様式2の不喫食者書留簿に記録すること。

なお、摂食障害により飲食物の摂取状況が不良な者については、日々の食事の摂取状況等について確認した結果を可能な限り書面に記録するとともに、医師等にその結果を報告すること。

4 手術又は医療上の検査の手続（訓令第11条関係）

訓令第11条第1項の手術承諾書及び検査承諾書の様式は、別紙様式3のとおりとし、同条第2項の手術同意書及び検査同意書の様式は、別紙様式4のとおりとすること。

5 指名医による診療の申請（訓令第13条関係）

指名医による診療の申請書の様式は、別紙様式5のとおりとすること。

6 指名医による診療の要件（訓令第14条関係）

(1) 指名医の承諾の確認等

ア 被収容者が指名医による診療を申請した場合において、訓令第14条第1項第6号の事項の有無を確認するため必要があるときは、当該被収容者に対し、別紙様式6の指名医による診療承諾・不承諾書を交付し、医師等が署名した同書を提出するように求めること。

イ 上記アにより指名した医師等から署名した診療承諾書が提出された場合には、適宜、当該医師等に対し、医師免許証又は歯科医師免許証の写しの提出を依頼するとともに、診療期間、診療回数、診療日、診療時間、診療内容、診療時に携行する医療器具、交付する薬剤及び治療材料、補助者の同行の有無その他の指名医による診療の許否を判断する上で参考となる事項について確認すること。

なお、既に、指名した医師等の医師資格を確認している場合には、医師免許証又は歯科医師免許証の写しの提出は要しないこと。

(2) 疎明資料の提出

訓令第14条第2項の規定により被収容者に対して疎明資料の提出を求めた場合において、おおむね1か月以内に資料が提出されず、許否の判断ができないときは、指名医による診療を許さないこととして差し支えないこと。

7 告知（訓令第15条関係）

(1) 許否の告知

訓令第15条第1項の規定により指名医による診療を許さない旨の告知を行うときは、訓令第14条第1項各号に掲げる要件のいずれに該当しないか説明すること。また、指名医の診療承諾書を提出した医師等に対しても同様の説明を行うこと。

(2) 情報の提供

指名医から被収容者の診療録等の文書の開示又は写しの交付その他被収容者の診療に関する情報の提供を求められた場合には、あらかじめ被収容者の了解を得た上で、口頭又は内容を要約した文書を交付するなどの方法により、医療上必要な範囲の情報を提供して差し支えないこと。

8 指名医による診療に必要な医療器具等

(1) 差入れの手続

指名医による診療に用いる薬剤及び治療材料については、差入れの手続は不要であること。

(2) 医療機器等の使用

指名医による診療に用いる医療器具については、原則として、往診の際医師等が通常携行する範囲のものを持参させた上で使用させることになるが、指名医が、検査又は治療を行うため、刑事施設の医療機器又は医療設備の使用を申し出た場合において、適当と認めるときは、刑事施設の管理運営上支障を生ずるおそれがない範囲内で使用を許すことは差し支えないこと。この場合において、エックス線撮影装置用フィルム、超音波診断装置用感熱紙等の消耗品の費用は、指名医に負担させることが相当であること。

9 指名医による診療の記録

(1) 動静記録

指名医による診療の際の被収容者の動静は、適宜視察表等に記録するとともに、指名医による診療に関し、その被収容者のその後の診療に参考となる事項は、適宜医務日誌に記録すること。

(2) 資料の編てつ

指名医から提出された診療録の写しその他の診療に関する資料は、被収容者の診療録に編てつすること。

10 医師等の処方した薬剤の自己管理（訓令第16条関係）

(1) 薬剤の種類

被収容者に自己管理させる薬剤については、医師等の処方により投与される薬剤の中から、各刑事施設において適当と認める薬剤を選定すること。ただし、次の薬剤については、原則として、自己管理させないこと。

ア 気管支拡張薬

イ 麻薬

ウ 抗がん薬

エ 抗結核薬（抗酸菌に作用する抗生物質を含む。）

オ 抗HIV薬

カ 冷蔵の必要がある薬剤

キ その他医師等により職員による服薬確認が必要とされた薬剤

(2) 薬剤の所持期間

被収容者に薬剤を所持させる期間については、対象者、自己管理させる薬剤の種類等に応じ、各刑事施設において個々に判断すること。ただし、内服薬については、一度に所持させる量は、おおむね5週間分以下とすること。

1.1 備薬箱の設置等

被収容者に対する応急措置を行うため必要な薬剤、器具及び衛生材料の整備及び取扱いについては、備薬箱の設置及び取扱規程（昭和52年法務省矯医訓第462号大臣訓令）、平成28年2月3日付け法務省矯医第9号当職依命通達「備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」及び平成3年8月14日付け法務省矯医第1817号当職通達「備薬箱の設置及び取扱規程の実施について」に定めるところによること。

1.2 一般用医薬品の自弁（訓令第17条関係）

(1) 留意事項

被収容者の従前の一般用医薬品の使用状況、一般用医薬品に含まれる成分等を考慮し、必要に応じて購入量を減じるなど適切に医療上の措置を講ずること。特に、塩酸メチルエフェドリン、リン酸ジヒドロコデインを含有するものは、依存が形成されることがあるので注意すること。

(2) 購入の手続等


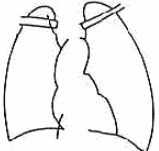



ア 購入受付日については、月に1回を下回ってはならないこと。

イ 一般用医薬品の自弁を許す被収容者に対し、用法、用量その他使用上の注意事項を確認させるとともに、体調に異変を感じたときは、直ちに職員に申し出るよう指導すること。

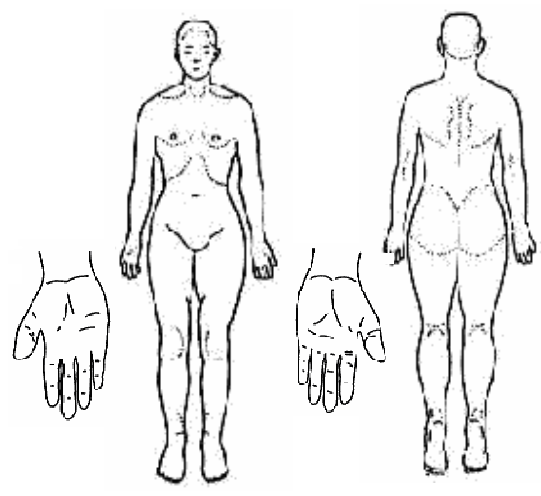
ウ 一般用医薬品は、領置を許さないこととし、現に使用期限が超過しているものについても、その使用を許さないこと。

別紙様式 1

健 康 診 断 簿

称呼番号: 氏 名: _____ 男・女 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日(_____ 歳) 罪名(事件名): 入所度数: _____ 回 刑名刑期: _____ 年 _____ 月		入所年月日	出所年月日	施設名	
診断年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
既往症, 生活歴 及び家族の病歴 (追記分)	_____				
自覚症状 及び 他覚症状					
身長	_____ cm	_____ cm	_____ cm	_____ cm	_____ cm
体重	_____ kg	_____ kg	_____ kg	_____ kg	_____ kg
視力	右				
	左				
聴力	右	()	()	()	()
	左	()	()	()	()
血 圧					
尿	糖				
	蛋白				
胸部 エックス線	直接 間接 年 月 日	直接 間接 年 月 日	直接 間接 年 月 日	直接 間接 年 月 日	直接 間接 年 月 日
	 No. _____	 No. _____	 No. _____	 No. _____	 No. _____
血色素量及び 赤血球数					
GOT, GPT 及びγ-GTP					
血清総コレステロール, HDLコレステロール及び血清トリ グリセライド					
血 糖					
心 電 図					
そ の 他					
判 定 (医師印)					

既往歴	精神神経疾患：
	性行為感染症： その他の感染症：
	心臓疾患： 肝臓疾患： 腎臓疾患： 骨折・外傷： その他の疾患：
	薬物依存： 覚せい剤・麻薬・有機溶剤・その他 () アレルギー： 妊娠： 無・有 回，分娩 回，自然流産 回，中絶 回
生活歴	職業歴： その他： 飲酒 喫煙
家族の病歴	父 母： 父－存・亡() 母－存・亡() 同 胞： 兄() 姉() 弟() 妹() その他の家族：
身体上の特徴	奇 形： 身体障害： 文 身： 母 斑： 創 痕 等： 手術・切創・火傷・萎縮 注射痕・その他 皮膚疾患：
備考	



記載要領

- 1 「既往歴、生活歴及び家族の病歴(追記分)」は、入所時の健康診断における8～10の調査項目について、追加、変更等の必要が生じた場合に記入する。
- 2 「自覚症状及び他覚症状」は、問診、聴打診等による症状を記入する。
- 3 「身長」は、センチメートルをもって単位とし、また、「体重」は、キログラムをもって単位とし、それぞれ小数第1位までを記入する。
- 4 「視力」は、視力表を用いて裸眼視力を記入する。矯正視力を検査したときは括弧内に記入する。
- 5 「聴力」は、聴力障害について検査し、日常生活の支障の有無を記入する。
- 6 「その他」は、実施したその他の検査結果及び予防接種名等を記入する。
- 7 「判定」は、医療上特別な考慮を要しないものを「良」、疾病のため診療を必要とするものは「要診」と記入する。
- 8 「既往歴」
 - ① 「性行為感染症」から「その他の疾患」までは、病名、り患した年齢、経過等を記入する。
 - ② 「薬物依存」は、該当欄を○で囲み、括弧内に使用開始年齢、使用量、経過等を記入する。
 - ③ 「アレルギー」は、被収容者の健康保持のため必要となる特異体質（薬物及び飲食物のアレルギー・禁忌等）の状況を記入する。
 - ④ 「妊娠」は、有無を○で囲み、有の場合はその回数を記入する。分娩、自然流産、中絶の回数は、妊娠の場合の再掲として記入する。
- 9 「生活歴」は、健康管理に関し、被収容者の在施設時における職業歴等について記入する。
- 10 「家族の病歴」
 - ① 「父母」は、実父母について、病気の場合は、その病名及び年齢を括弧内に記入する。死亡しているときは、死亡時年齢及び死因を括弧内に記入する。
 - ② 「同胞」は、同胞名を記入し、病気の場合は、その病名及び年齢を括弧内に記入する。死亡しているときは、死亡時年齢及び死因を括弧内に記入する。
 - ③ 「その他の家族」は、父母、同胞以外の親族について特記すべき事項があれば、②に準じて記入する。
- 11 「身体上の特徴」の「奇形」、「身体障害」、「文身」、「母斑」、「創痕等」及び「皮膚疾患」は、人型のその部位に印を付し、大きさを記入する。
- 12 「備考」は、被収容者の健康管理上参考とすべき事項があれば記入する。

別紙様式 2

不喫食者書留簿

年 月 日	朝食	所 長	部 長	首席・課長	医 師	関 係 職 員	担 当
	・ 昼食						
	・ 夕食	番号_____ 氏名_____ 工場_____					
		居室_____					
		事 由					
		通算不喫食数 食					
年 月 日	朝食	所 長	部 長	首席・課長	医 師	関 係 職 員	担 当
	・ 昼食						
	・ 夕食	番号_____ 氏名_____ 工場_____					
		居室_____					
		事 由					
		通算不喫食数 食					
年 月 日	朝食	所 長	部 長	首席・課長	医 師	関 係 職 員	担 当
	・ 昼食						
	・ 夕食	番号_____ 氏名_____ 工場_____					
		居室_____					
		事 由					
		通算不喫食数 食					
年 月 日	朝食	所 長	部 長	首席・課長	医 師	関 係 職 員	担 当
	・ 昼食						
	・ 夕食	番号_____ 氏名_____ 工場_____					
		居室_____					
		事 由					
		通算不喫食数 食					

(備考)

- 「朝食・昼食・夕食」欄は、該当する食事を○で囲む。
- 「事由」欄には、当該被収容者が申述した不喫食の事由、その際の動静等を記載すること。

別紙様式 3

手術・検査承諾書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 所 長 殿

称呼番号

被収容者氏名 _____

この度、私の傷病に関して、下記の事項について十分な説明を受け、手術・検査を必要とすることを了解しましたので、手術・検査の実施を承諾します。また、手術・検査実施中に緊急の処置をする必要が生じた場合には、適宜処置されることについても承諾します。

なお、医療行為の性質上、結果は完全に保障されたものではないことを理解しております。

記

病 名

手術・検査名

上記について説明しました。

年 月 日

医 師 _____

(注) 手術・検査の一方を抹消すること。

別紙様式 4

手術・検査同意書

年 月 日

〇 〇 〇 〇 所 長 殿

氏 名 _____

被収容者との続柄 ()

住 所 _____

この度、(被収容者氏名) _____ の傷病に関して、
下記の事項について十分な説明を受け、手術・検査を必要とすることを了
解しましたので、手術・検査の実施を同意します。また、手術・検査実施
中に緊急の処置をする必要が生じた場合には、適宜処置されることについ
ても同意します。

なお、説明を受け、同意したことについては、後ほど異議は申しません。

記

病 名

手術・検査名

上記について説明しました。

年 月 日

医 師 _____

(注) 手術・検査の一方を抹消すること。

別紙様式 5

指名医による診療申請書

年 月 日

〇〇〇〇〇所長 殿

称呼番号

氏 名 _____

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第63条に規定する「指名医による診療」について、以下のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、別紙の留意事項についても同意します。

1 指名医による診療を受けることを希望する傷病名	
2 指名医の氏名及び勤務医療機関名又は連絡先	
3 刑事施設に収容される以前において、当該医師等による当該傷病の診療を受けた経緯の概要	
4 指名医による診療を受けることを希望する理由	
5 指名医に依頼する診療内容	

別紙

【留意事項】

1 「指名医による診療」の制度について

「指名医による診療」とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第63条第1項に定められているとおり、負傷し、又は疾病にかかっている被収容者が、刑事施設の職員でない医師等（外部の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）を指名して、その診療を受けることを申請した場合に、傷病の種類や程度、刑事施設に収容される前にその医師による診療を受けたことがあることなどの事情を考慮し、医療上適当であると認めるときに、刑事施設内において自費によりその診療を受けることを許可することができる制度です。

2 「指名医による診療」の要件について

原則として次の要件に該当することが必要ですが、個別具体的に許否を判断します。

- (1) 申請者がこの申請書に記載した傷病を有していること。
- (2) 申請者がその診療を受けることを申請する医師等を特定していること。
- (3) 申請者が申請する診療が刑事施設内において実施可能であること。
- (4) 当所における診療として対応することが困難な負傷又は疾病であること。
- (5) 当所の管理運営上支障がないこと。
- (6) (2)の医師等が診療を承諾していること。

したがって、必要があるときは、職員が申請書に基づき事情を聞き、又は疎明資料の提出を求めることがありますので、職員の指示に従ってください。

また、施設から指名した医師等に直接照会しなければならない場合もあり、その際に申請者の個人情報（収容の事実、傷病名等）を必要な範囲で連絡せざるを得ないことがありますので、あらかじめ承知しておいてください。

3 許否の結果について

許否の結果は、別途申請者に告知します。

「許可」された場合であっても、診療を実施するに当たり、指名医が、刑事施設の長が行う措置に従わないときや、刑事施設の長の指示する事項を遵守しないとき、上記2の要件を欠くに至るなど指名医による診療を継続することが不相当であるときは、診療を中止し、以後、その指名医による診療を認めないことがあります。

「不許可」又は「診療の中止」となった場合において、刑事施設の長の措置

に不服があるときは、法第157条に基づいて審査の申請をすることができます。

4 指名医による診療の実施

指名医による診療は、申請者と指名医との契約関係に基づく診療ですが、当所の規律及び秩序の維持並びに管理運営上、次の措置を講じますので、あらかじめ承知しておいてください。

- (1) 診療に先立って、指名医と診療日、診療時間等を調整します。
- (2) 診療方法を確認するため、又はその後当所において申請者の診療を行うため必要がある場合には、職員が診療時に立ち会い、若しくは指名医に質問し、又は診療録の写し等の提出を依頼します。
- (3) 診療中、万が一、申請者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれが認められたときは、当所において応急措置を講じます。

別紙様式 6

指名医による診療承諾・不承諾書

年 月 日

〇〇〇〇〇(患者氏名) 殿
△△△△△ 所長 殿(参考送付)

勤務医療機関名 _____

署名 _____

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第63条に基づき、貴殿に対して指名医による診療を実施することについては、

(ア) 別紙の留意事項を了解した上で承諾する。

(イ) 諸般の事情により承諾しない。

別紙

「指名医による診療」を実施する上での留意事項

指名医による診療を実施していただく上で、あらかじめ御了解していただく必要がある事項として、以下の事項があります。

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第63条第2項の規定により当所長が行う措置に協力し、また、同条第3項の規定により当所長が指示する事項を遵守していただくようお願いします。
- 2 法第63条第2項の規定により当所長が行う措置に従わないとき、同条第3項の規定により当所長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適當であると当所長が認めたときは、同条第4項に基づき指名医による診療を中止することがあります。
- 3 患者との診療契約に基づく医療行為により発生する損害については賠償の責任を負うこととなります。
- 4 患者の病状が重篤で、その者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがあるときは、当所において直ちに応急措置を講じます。
- 5 診療に当たっては、往診の際医師が通常携行する範囲の医療器具を持参した上で使用願います。

なお、当所に整備されている医療機器及び医療設備の使用を希望される場合には、当所の管理運営上支障のない範囲で使用することができますので、別途お申出ください(消耗品代については、別途負担していただきます。)

【記載・提出方法】

- 1 指名医による診療について、「(ア) 承諾する」「(イ) 承諾しない」のいずれかに○印を付してください。その際に表題の承諾・不承諾の一方を二重線で消してください。
- 2 その他の所要事項を御記入の上、御署名いただき、原本を申請者に、副本を△△△△△所長あてに返送願います（原本と副本を一括して△△△△△所あてに返送していただいても差し支えありません。）。
- 3 本書類が貴殿に送達された後、おおむね1か月以内に御回答をいただけない場合には、承諾しないものとみなしますのであらかじめ御了承願います。御承諾していただいた場合には、後日結果を連絡いたします。その他御不明な点があれば、下記までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ先】 刑事施設名 △△△△所（所在地□□□□）
担当窓口 総務部庶務課長（電話番号××××）